

■別紙－1

「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例(2013年度版)」との適用一覧

- | | |
|----|-----------------|
| 凡例 | ○ 取扱基準として扱うもの |
| | ◎ 取扱基準に追記があるもの |
| | ● 滋賀県内取扱基準によるもの |

建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例	適用判断	滋賀県内建築基準法取扱基準
第1章 基準総則		
1-1 用語の定義(法第2条)		
(1)建築物の定義		
屋根及び柱・壁を有する工作物に類する構造	○	
海水浴場の休憩所等	○	
テント工作物	○	
車両を利用した工作物	○	
コンテナ	○	
係留船(係留型の海洋建築物)	○	
機械式自動車車庫	○	
開閉できる屋根を持つ工作物	○	
跨線橋、プラットホームの上家その他これらに類する施設	○	
貯蔵槽その他これらに類する施設	○	
(2)特殊建築物		
予備校	○	
多目的利用体育館	○	
集会場	◎	1-4-05 集会場等の取扱い
カラオケルーム	○	
長屋、共同住宅	◎	1-1-04 長屋について
戸建型グループホーム	○	
(3)居室		
居室、執務等その他これらに類する目的のために継続的に使用する室	○	
(4)延焼のおそれのある部分		
建築物相互をつなぐ開放の渡り廊下と建築物の関係	●	3-1-01 耐火建築物、準耐火建築物の付属部分の取扱い
(5)建築物等		
改築	○	
大規模の修繕、大規模の模様替	○	
(6)工事施工者		
工事の請負人	○	
1-2 適用の除外(法第3条)		
工事の着手	○	
1-3 確認申請(法第6条)		
メニュープラン方式の住宅供給の場合のプラン確定前後の確認手続き	○	
1-4 仮設建築物(法第85条)		
工事現場に設ける仮設建築物	○	
公益上必要な応急仮設建築物	○	
仮設興行場等の仮設建築物	○	
1-5 用途変更(法第87条)		
用途変更	○	
1-6 工作物(法第88条)		
建築物と一体的な広告塔	○	
1-7 面積の算定(法第53条、法第92条)		
(1)建築面積		
建築面積の基本的な算定方法	◎	1-2-01 建築面積の算定について
外壁面が垂直でない建築物	○	
吹きさらしのベランダ、バルコニー、廊下	○	
自走式自動車車庫	○	
(2)床面積		
床面積の基本的算定方法	○	
ピロティ	○	
ポーチ	○	
公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物	○	

吹きさらしの廊下	◎	1-2-03 床面積の算定について(吹きさらしの廊下、ベランダ、バルコニーの取扱い)
ベランダ、バルコニー	◎	1-2-03 床面積の算定について(吹きさらしの廊下、ベランダ、バルコニーの取扱い)
屋内階段	○	
屋外階段	◎	1-2-04 床面積の算定について(屋外階段の取扱い)
屋外階段が接する開放廊下部分	○	
エレベーターシャフト、パイプシャフト等	○	
給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピット部分	○	
出窓	○	
機械式自動車車庫、機械式自転車車庫	○	
体育館等のギャラリー等	○	
エキスパンションジョイント	○	
壁その他の区画の中心線	○	
1-8 高さ及び階数の算定(法第92条)		
(1)高さ		
地階	○	
高さに算入しない屋上部分	◎	1-3-01 高さの算定について
太陽光発電設備等	○	
屋上突出物	○	
軒の高さ	○	1-3-02 軒の高さの算定について
(2)階数		
小屋裏物置等	◎	1-4-06 小屋裏物置等を利用するための階段の取扱い
ラック式倉庫(立体自動倉庫)、多層式倉庫	●	3-1-05 特殊な形式の倉庫の取扱い
(3)地盤面		
地盤面	○	
3mを超える場合の地盤面	○	
1-9 その他(法第22条、法第28条)		
22条区域の屋根の構造の適用除外を受ける物置、納屋その他これらに類する建築物	○	
居室の採光	◎	1-4-04 有効採光の取扱い
こんろその他火を使用する設備等	○	
第2章 集団規定		
2-1 接道長さ(法第43条)		
敷地の接道長さ	○	
敷地と道路に高低差がある場合	◎	2-1-02 接道について
2項道路の終端部の接道長さ	○	
2-2 用途規制(法第48条)		
(1)住宅		
ソーホー(SOHO)	○	
ファミリーホーム	○	
居住者専用のスパ施設やコンビニエンスストア等の共用施設を複合する共同住宅	○	
生計困難者向けの無料低額宿泊所等	○	
ウイークリーマンション	○	
サービスアパートメント	○	
会社の寮、保養所	○	
(2)日用品販売店舗等		
調剤薬局	○	
特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売を行う施設	○	
新聞販売所	○	
インターネットカフェ、まんが喫茶	○	
(3)サービス店舗		
福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を行う施設	○	
カイロプラクティック、足裏マッサージ等を営む施設	○	
コインランドリー	○	
歯科技工所	○	
(4)学習塾等		
学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	○	
スポーツ幼稚園	○	
疫病予防施設(メディカルフィットネス)	○	

(5)アトリエ・工房		
陶磁器の製造・作品展示施設	○	
(6)学校等		
近隣住民を対象とした公民館、集会所	○	
認定こども園	○	
フリースクール	○	
(7)神社・寺院等		
納骨堂(納骨施設)	○	
(8)老人ホーム等		
小規模多機能型居宅介護施設	○	
介護予防センター	○	
障害者支援施設	○	
盲導犬訓練施設	○	
(9)診療所		
介護老人保健施設	○	
人工透析センター	○	
医療保護施設	○	
(10)公益上必要な建築物		
防災備蓄庫等	○	
(11)老人福祉センター等		
老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類する施設	○	
視聴覚障害者情報提供施設	○	
地域活動支援センター	○	
(12)物販店舗等商業施設		
携帯電話販売店	○	
レストランウェディング施設	○	
中古自動車オークション会場	○	
大規模複合アミューズメント施設(風営法適用外)	○	
シアターボックス	○	
シミュレーションゴルフ&バー	○	
音楽練習スタジオ	○	
葬祭場、セレモニーホール	○	
スーパー銭湯	○	
(13)事務所		
自社事務所内の展示ルーム等	○	
時間貸しオフィス(ビジネスレンタルスペース)	○	
中古車自動車買取専門店	○	
(14)工場等		
工場等において制限を受ける原動機等	○	
仕出し屋、学校の給食センター	○	
植物工場	○	
エンバミング施設	○	
ガソリンスタンド併設小規模自動車工場	●	2-2-06 ガソリンスタンド併設小規模自動車工場の取扱い
物流センター、物流拠点施設	○	
倉庫業を営む倉庫	○	
屋上の自動車車庫	○	
(15)動物関連施設		
動物病院、犬猫診療所、ペット美容室	○	
ペットの通信販売業(ネットショッピング等)を営む施設	○	
ペットの繁殖・飼育施設	○	
ペット用品販売店	○	
2-3 容積率(法第52条)		
容積率を算定する場合の前面道路	○	
住宅地下室の容積率不算入	○	
共同住宅の共用の廊下・階段の容積率不算入	○	
共同住宅の共用部分等に係る複合建築物の容積率不算入	○	
2-4 外壁後退(法第54条)		
外壁後退の対象	○	
2-5 高さ制限(法第56条)		
行止り道路	○	
屈折道路	○	
T字型道路	○	
幅員が一定でない道路	○	
道路と敷地の間に他の敷地がある場合	●	2-3-05 道路と敷地の間に他の敷地がある場合について
建築設備等がある場合の後退距離	◎	2-3-07 道路斜線制限の後退距離の取扱い
水路敷等に接する場合の高さ制限等の取扱い	○	
敷地と道路に高低差がある場合の後退距離	○	
敷地に地盤面が複数ある場合	○	
斜線制限に関する屋上部分の適用関係	○	
廊下・バルコニー等のパイプ手すり	○	

2-6 天空率(法第56条第7項)		
特殊敷地における適合建築物	○	
入隅敷地等の区域の設定	○	
出隅敷地における区域の設定	○	
隅切り	○	
前面道路が2以上ある場合の区域区分	○	
一の道路の取扱い	○	
算定位置1	○	
算定位置2	○	
高低差がある場合	○	
天空率の算定対象となる建築物の範囲	○	
安全率	○	
7 日影規制(法第56条の2)		
平均地表面	○	
測定線の設定方法	○	